

とやまの森づくり条例（仮称）に盛り込む項目（案）

1 目的

この条例を制定する目的を定めます。

- ・この条例は、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために県民全体で支える森づくりを推進することに関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、森づくりの計画やその実施状況を管理する仕組み、県の森づくりに関する基本的施策を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成と将来にわたる県民の安全で安心な生活の確保に寄与することを目的とします。

この条例では「森づくり」という用語は、「森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てること（ソフト施策・ハード施策）」をいいます。

2 基本理念

とやまの森づくりを進めるうえで基本となる考え方を、基本理念として定めます。

- ・将来にわたって森林の恵みが享受できるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じた森づくりを推進します。
- ・県民の理解と主体的な参画により森づくりを推進します。
- ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び県、市町村の適切な役割分担と相互の連携・協力の下に、継続して森づくりを推進します。
- ・森林資源の持続的かつ有効な活用を図ることにより森づくりを推進します。
- ・森づくりを支える人材の確保・育成を図ることにより森づくりを推進します。

3 森づくりに関する各主体の責務・役割

森づくりを、適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進するため、各主体の責務・役割を定めます。

（1）県の責務

- ・森づくりに関する総合的な施策の策定、実施
- ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び国、市町村との適切な役割分担と相互の連携・協力の下での継続した森づくりの推進
- ・県民全体で支える森づくりを推進するための普及啓発活動の実施

（2）森林所有者の責務

- ・森林の公益的機能の確保が重要な責務の一つであることを認識し、森林の整備・保全に努める。
- ・県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・県民や事業者が実施する森づくりに関する取組への協力

（3）森林組合の責務

- ・地域における森づくりの中核的な担い手としての積極的な取組
- ・県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・県民や事業者が実施する森づくりに関する取組への協力

(4) 県民の役割

- ・ 森林の公益的機能の理解と森づくりに関する取組への積極的な参加
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・ 山村・里山周辺住民は森林ボランティアの取組に協力
- ・ 森林ボランティアは継続した森づくり活動に取組む

(5) 事業者の役割

- ・ 森林の公益的機能の確保に配慮した事業活動と県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・ 事業活動を通じて培った技術・組織等による森づくり活動の取組
- ・ 県民が実施する森づくりに関する取組への協力

4 とやまの森づくり基本指針と計画

本県の将来にわたる森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加の森づくりを推進するための基本となる指針や計画の策定と、県民の意見を反映するためのしくみを定めます。

(1) 基本指針の策定

- ・ 森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加による森づくりに関する事項

(2) 県の森づくりプランの策定

- ・ 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

(3) 市町村の森づくりプランの支援

- ・ 市町村が策定する地域の実情に応じた森づくりを計画的に推進するための具体的な実行計画の支援

(4) 森づくりの評価・改善の仕組み

- ・ 県民の意向を反映した森づくりを推進するため、森づくりの計画や実施状況について評価や改善を行う仕組みを定めます。

5 森づくりに関する基本的施策

県が行う森づくりに関する基本的施策等を定めます。

(1) とやまの森を支える人づくり

森づくりを支える人材の育成・確保

- ・ 専門的知識・技術を有する人材の育成・確保
- ・ 森林所有者への普及指導
- ・ 森林ボランティアの養成等

県民意識の醸成

- ・ 森林とのふれあいに関する機会・情報の提供、普及啓発等

森林環境教育の推進

- ・ 森林体験活動の場の提供、指導者の養成、森林環境学習機会の確保等

施策の例：「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティアへの活動支援や、森づくりシンポジウムの開催、森林環境教育指導者の育成など

(2) 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

里山の再生

- ・里山の所有者と県民との協働による里山再生活動の支援

野生生物等との共生

- ・生物多様性の保全・野生生物等との共生

施策の例：地域による里山管理計画の策定支援や、クマとの棲み分けなどの里山整備、竹林整理など

(3) 安全、安心、快適な生活を守る森づくり

- ・自然的条件や社会的条件を踏まえた、森林の公益的機能を維持・回復させるための森林の整備・保全

施策の例：ボランティアによる森づくり巡視員の設置や、放置人工林等の針広混交林への誘導、風雪害被害林の復旧など

(4) 資源循環型社会を支える森づくり

森林資源の循環利用

- ・森林資源の循環利用を促進するための適正な森林の整備、県産材の需要拡大等
- ・人工林のうち特に公益的機能の発揮が求められる人工林における、公益的機能の維持・向上

研究開発の推進

- ・森林資源の新たな利用等を促進するための研究開発の推進等

施策の例：県産材を使った住宅のPRや普及促進など

(5) 財政上の措置等

- ・施策推進のための財政上の措置
- ・森づくりの状況や県の森づくりに関する施策の実施状況の公表

6 とやまの森づくりを支える税制度等

(1) とやまの森づくりを支える税制度の導入

- ・森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくための財源として、「森林環境税（仮称）」を導入します。

(2) 基金の設置

- ・税収の使途の透明性を確保するため、新たに基金を設置して税収を管理します。